

文化情報管理特講

▶ 知的財産権等権利処理

▶ 「著作権等の権利処理」

▶ 吉川 晃 岐阜女子大学特任教授（客員）

1. 著作権等に関する情報源

- ▶ ポイントは、正確な知識をもとに判断をすること、絶えず知識のリニューアルに心掛けること。そのため、以下の情報源を活用するとよい。
- ▶ 文化庁 著作権テキスト（毎年度更新）
- ▶ 著作権情報センター（CRIC） Q&A、著作権って何？
- ▶ 日本音楽著作権協会（JASRAC） 利用手続き、キッズサイト
- ▶ デジタルアーカイブ学会 肖像権ガイドライン等
- ▶ 個人情報保護委員会 ハンドブック
- ▶

2. 著作権の基礎

- ▶ 著作権には、著作者の権利と著作隣接権（実演家、放送事業者、有線放送事業者、レコード制作者の権利）がある。
- ▶ 著作権は、産業財産権と異なり、自動的に付与される（無方式主義）。
- ▶ 著作者の権利は、著作者人格権と著作権（財産権）からなっている。
- ▶ 保護期間は、著作者の死後70年まで。なお、原則として人格権は生存中。
- ▶ ○○権とは、基本的に、無断で○○されない権利（許諾権）のこと。
- ▶ 著作権は、国際条約がもとになって、締約国の国内法で保護されている。著作者の権利はベルヌ条約（1886年）、著作隣接権はローマ条約（1961年）が基礎となっており、1990年代以降、インターネットの普及に合わせて、WIPO著作権条約（1996年）などにより、権利保護が強化されている。

3. 著作物

- ▶ 著作物とは、思想・感情を、創作的に、表現したものであって、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するもの。⇒アイデア自体を保護するものではない。
- ▶ 著作者とは、著作物を創作した者のこと。
- ▶ 二次的著作物（翻訳、編曲、映画化等）も別の著作物として保護対象になる。
- ▶ 編集著作物（新聞雑誌・事典等）やデータベースは、「部品」として収録されている個々の著作物とは別に保護対象になる。
- ▶ 法人著作（職務著作）とは、法人として企画し、業務従事者が職務上創作し、法人名義で公表されるもの。⇒すべての条件を満たせば、法人が権利者になる。
- ▶ 著作物の種類としては、言語、音楽、舞踊・無言劇、美術、建築、地図・図形、映画、写真、プログラムが例示されている。

4. 著作者

- ▶ 著作者とは、著作物を創作する人。実際に、創作活動を行ったことが基準になる。
- ▶ 法人が著作者になるためには、①制作の企画を法人が立てること、②業務の従事する者が創作する事、③公表する場合は法人名義で行うこと、④就業規則等に職員を著作者とする定めがないことのすべての条件を満たす必要がある。
- ▶ 映画の著作物については、プロデューサー、監督、撮影監督、美術監督など、映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が、すべて著作者になる。なお、原作、脚本、音楽の著作者は、映画の著作者にはならない。

5. 著作者の権利の内容

- ▶ (1) 著作者人格権
 - ▶ 公表権
 - ▶ 氏名表示権
 - ▶ 同一性保持権⇒無断で改変してはダメ。
- ▶ (2) 著作権（財産権）
 - ▶ 複製権
 - ▶ 公衆送信権（送信可能化を含む）⇒「公衆」は「不特定」及び「特定多数」を含む概念。
 - ▶ その他、著作権の種類に応じて多様な権利が定められているが、詳しくは、著作権テキスト参照。

6. 保護期間

- ▶ 著作者人格権 著作者の生存期間（ただし、その死後も侵害行為は不可）
- ▶ 財産権 原則として、著作者の死後70年まで。計算は、死亡した翌年1月1日から丸70年間（70年後の12月31日まで）とされている。
- ▶ 国際条約で、保護期間が延びる場合は、改正法が施行された時点で保護期間が満了していないものが対象。

7. 例外的な無断利用

- ▶ (1) 私的使用のための複製
- ▶ (2) 教育関係（以下のすべてを満たすこと）
 - ▶ 教師や児童生徒が、複製・公衆送信する。
 - ▶ 授業のために使用する。
 - ▶ 必要な部数や送信先である。
 - ▶ 既に公表された著作物である。
 - ▶ 著作権者の利益を不当に害しない。
 - ▶ 慣行に従って出所を明示する。
- ▶ (3) その他、無断利用が可能な場合が列挙されているが、詳しくは、著作権テキスト参照。

▶ (4) 附属対象物

- ▶ いわゆる「写りこみ」のこと。権利制限が働くのは、写真、録画・録音、生配信等による複製や伝達行為全般において、軽微な構成要素であること、正当な範囲の利用であること、著作者の権利を不当に害するものでないことが条件になる。

▶ (5) 図書館・美術館・博物館による利用

- ▶ 公立図書館等において、①営利目的でないこと、②主体が図書館等であること、③当該図書館等が所蔵する資料であること、④調査研究を行う利用者の求めに応じて行う、所蔵資料の保存のために必要である、又は他の図書館等の求めに応じて一般に入手困難な所蔵資料の複製物を提供する場合であることが、条件。また、公立図書館等において、メールによる送信も、図書館等が補償金を支払うことを条件に可能となっている（令和5年6月までに施行）。

Q.オンライン授業に関して他人の著作物を自由に使用できないのか？

- ▶ (1) 基本的に許諾が必要。
- ▶ (2) 法改正により、学校（教育委員会）が、SARTRASと契約して、補償金を支払えば、許諾が不要となっている。2020年度は、例外的に無料。2021年度からは、年間で、児童生徒1人当たり小学校は120円、中学校は180円を設置者が負担。
- ▶ (3) 授業期間が終了すれば、配信停止。教員個人として、当該コンテンツを次年度のために保存する行為は侵害に当たらない。

- ▶ (4) 著作権フリー素材、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのマークが付与されたコンテンツは、許諾なしに利用が可能。ただし、利用が紙媒体に限定されている場合もあるので要注意。また、改変は、人格権（同一性保持権）により、著作者の同意がなければ不可。
- ▶ (5) 大学教員や学生が作成したコンテンツも、差し支えない場合は、マークを付して利用を促進することが望まれる。⇒写真著作物の場合は肖像権にも注意。要権利処理。
- ▶ <参照> クリエイティブ・コモンズ・ライセンス
<https://creativecommons.jp/licenses/>
- ▶

Q. 授業目的公衆送信補償金制度とは何か？

- ▶ (1) 改正著作権法第35条は、
- ▶ ① 「学校その他の教育機関」で
- ▶ ② 「教育を担当する者」と「授業を受ける者」に対して、
- ▶ ③ 「授業の過程」で
- ▶ ④ 著作物を無許諾・無償で複製すること、
- ▶ 無許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、
- ▶ 無許諾・無償で公に伝達すること を認めている。
- ▶ ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

▶ (2) SARTRASとは、上記の補償金を管理・分配する一般社団法人であり、23の著作権管理団体が社員である。

▶ <参照> SARTRAS <https://sartras.or.jp/>

▶ <参照> 文化庁 制度の概要

▶ https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/seidogaiyo_bunkacho_202012.pdf

▶ <参照> 35条運用指針

▶ https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf

▶

▶

Q.私的使用目的の複製（第30条）は 自由にできるのか？

- ▶ （1）「個人的関係という私的領域での使用目的複製に限られる」（中山信弘「著作権法」（有斐閣）244頁）。
- ▶ （2）目的外の頒布をすると、複製を行ったものとみなされ、著作権侵害になる。
- ▶ （3）学校での種々の活動に関連して、教職員や児童生徒が様々な事情の下で行っている複製は、私的使用目的の複製には該当せず、違法である。⇒要注意！

- ▶ 【条件】 文化庁著作権テキスト
- ▶ ① 家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用すること
- ▶ ② 使用する本人が複製すること（指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能）
- ▶ ③ 誰でも使える状態で設置してあるダビング機など（当分の間は、コンビニのコピー機など「文献複写」のみに用いるものは除く）を用いないこと
- ▶ ④ コピーガードを解除して（又は解除されていることを知りつつ）複製するものでないこと
- ▶ ⑤ 著作権を侵害したインターネット配信と知りながら、音楽や映像をダウンロードするものでないこと
- ▶

8. 引用（第32条）の条件

- ▶ ① 明瞭区分性
- ▶ ② 主従関係
- ▶ ③ 公表著作物に限る
- ▶ ④ 公正な慣行
- ▶ ⑤ 目的上正当な範囲内
- ▶ ⑥ 出典の明示（慣行に従って表示）
- ▶ ⑦ 著作者の意に反する改変は不可

Q. デジタルアーカイブは著作物なのか？

- ▶ (1) 編集著作物 (第12条)
- ▶ ① 素材の選択または配列によって創作性を有するもの
- ▶ ② 素材は著作物とは限らない
- ▶ ③ コンテンツ (部品) も別の著作物として保護対象。
- ▶ 以上を満たせば、デジタルアーカイブは著作物になる。
- ▶ (2) データベースは、情報の集合物で、コンピュータ検索が可能なもの (第12条の2)。必要な保護が著作権法で行えるかは疑問。

9. 著作隣接権

- ▶ 著作隣接権は、伝達する者の権利。具体的には、実演家、レコード製作者（音を最初に固定して原盤を製作した者）、放送事業者・有線放送事業者。
- ▶ 実演家には、実演家人格権が付与されている。
- ▶ 財産権の保護期間は、実演後70年、レコード発売後70年、放送後50年。
- ▶ （1）実演家の権利
- ▶ ① 実演家人格権 氏名表示権、同一性保持権（名誉声望を害するような改変をされない権利）
- ▶ ② 録音・録画、放送・有線放送、送信可能化、譲渡、貸与（発売後1年間）については、許諾権。音楽CDの放送・有線放送、公衆向けのレンタル（発売後1年以降の69年間）は、報酬請求権。

▶ (2) レコード製作者

- ▶ 複製、送信可能化、譲渡、貸与（発売後1年間）が許諾権。実演家と同様の音楽CDに関する報酬請求権。

▶ (3) 放送・有線放送事業者

- ▶ 複製、再放送・有線放送（放送・再有線放送）、送信可能化、テレビ放送の公の伝達（大型スクリーンでテレビ放送を無断で講習に見せることは不可）の許諾権。

10. 契約書

- ▶ (1) 権利の譲渡
 - ▶ ① 財産権は譲渡可能。なお、通常の著作物の利用許諾とは区別すること。
 - ▶ ② 人格権は譲渡できない。「改変を行う場合は、あらかじめ著作者に内容確認の機会を与える」、「著作者人格権の行使をしない」などの特約を行うことで、実務を円滑化している。
 - ▶ ③ すべての著作権の譲渡を行う場合、「すべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を譲渡する」と契約書に記載することが必要。第27条は、翻訳権・翻案権等、第28条は、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を規定している。契約で特掲しないと、著作者に留保されたものと推定される（第61条第2項）。
- ▶ (2) 簡単な契約書 文化庁の著作権契約書作成支援システム参照。

11. 肖像権

- ▶ 肖像権とは、みだりに自分の肖像や全身の姿を撮影されたり、撮影された写真をみだりに公開されない権利。実定法がない。
- ▶ 最高裁判決（平成17年11月10日）では、違法となるのは、撮影によってその人の人格的利益の侵害が、社会生活上の受忍限度を超える場合であるとしている。
- ▶ 違法性の判断基準は、①被撮影者の社会的地位、②被撮影者の活動内容、③撮影の場所、④撮影の目的、⑤撮影の態様、⑥撮影の必要性の総合考慮によるとしている。
- ▶ 写真の肖像権に関して公開判断する場合の指針として、参考になるのが、デジタルアーカイブ学会の肖像権ガイドライン。自主的な基準作成の際に参照すると良い。

12. 利用規約

- ▶ デジタルアーカイブの利用規約においても、著作権などの権利処理を念頭に置くことが必要。
- ▶ <参考>
- ▶ 内閣官房IT総合戦略室 政府標準利用規約（第2.0版）
- ▶ いらすとや 利用について、よくある質問

13. 侵害への対抗措置

- ▶ 著作権、著作隣接権の侵害は、犯罪行為。権利者の告訴によって、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金（併科も可）が科される。
- ▶ 直接的な侵害ではくても、安全保障措置として、海賊版の輸入、リーチサイト等による侵害コンテンツへのリンクの提供、アクセスコントロールを回避するための不正なシリアルコードの譲渡・製造などを侵害とみなす。
- ▶ 民事の対抗措置としては、損害賠償請求、差止請求、不当利得返還請求、名誉回復等の措置の請求が可能。

14. 慣習

- ▶ デジタルアーカイブの作成に当たって、地域が大切にしている神聖な場所への立ち入りをする、神聖とされる儀式を覗き見るなどの行為は、慣習への配慮に欠けた不適切な行動として問題になる。
- ▶ デジタルアーキビストは、地域が大切にしているものを事前に調べて十分理解した上で、必要に応じて地域の代表らとの調整に当たる必要がある。

おわりに

- ▶ 時間のある時に、著作権テキスト（文化庁）の主な内容を理解するよう、努めてください。また、著作権法は、しばしば改正されるので、常に、最新の著作権テキストを参照してください。
- ▶ https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93293301_01.pdf
- ▶ 権利処理に関しては、デジタルアーカイブの計画、作成、利用の各段階で、適切な対応が必要ですが、基本となるのは、正確な知識に基づく実務です。デジタルアーキビストとなる皆さんには、紹介した情報源等を活用して、著作権以外についても、基礎となる知識を確実に身に付けるようお願いいたします。